

調査名	調査時期	実施府省庁	調査対象・調査対象数	調査事項	調査結果概要
生命・身体犯の被害者等に関する実態調査（調査1）	昭和50年	法務省 法務総合研究所	（調査対象）故意の犯罪行為によって被害者が死亡し、又は、傷害を負った事件で、昭和48年以前に地方裁判所で判決言渡しがあり、同年中に確定した事件で死亡事件については2分の1、傷害事件については10分の1の比率で無作為抽出、昭和49年中に全国地検で心神喪失を理由とする不起訴の裁定があった事件の全数 （調査対象数）確定判決傷害群565人、確定判決死亡群352人、心神喪失不起訴傷害群74人、心神喪失不起訴死亡群76人（総数1,067人）	被害の実態に関する項目、被害者の身上等に関する項目、加害者の身上等に関する項目、被害感情・賠償等に関する項目	傷害程度が1か月を超えるものは、判決傷害群で15.3%、不起訴傷害群で12.5%。判決傷害群全体で14.6%に後遺障害があり、不起訴傷害群では8.3%である。被害者に落ち度がないものは、判決傷害群で63.7%、判決死亡群で40.3%、不起訴傷害群で93.2%、不起訴死亡群で93.4%であり不起訴群で高い率を示している。被害者と加害者の面識で見ると、面識のない者による被害は、判決傷害群で58.6%、判決死亡群で20.6%、不起訴傷害群で45.1%、不起訴死亡群で10.7%である。被害者（遺族）の加害者に対する感情は、厳罰を希望しているものが、判決傷害群で48.9%、判決死亡群で44.6%、不起訴傷害群で51.7%、不起訴死亡群で19.2%であり、不起訴死亡群で低率を示している。示談が成立したものの比率は、判決傷害群で34.1%、判決死亡群で15.9%、不起訴傷害群で6.9%、不起訴死亡群で2.6%であり、不起訴群で示談が成立していたものの比率が低い。損害賠償金等の受領状況を見ると、金員（金品）を受領しているものの比率は、判決傷害群で34.4%、判決死亡群で20.5%、不起訴傷害群で8.3%、不起訴死亡群で0%となっている。
生命・身体犯の被害者等に関する実態調査（調査2）	昭和51年	法務省 法務総合研究所	（調査対象）故意の犯罪行為によって被害者が死亡し又は、傷害を負った事件で、昭和48年以前に地方裁判所で判決言渡しがあり、同年中に確定した事件で死亡事件については2分の1、傷害事件については10分の1の比率で無作為抽出した事件のうち、一般に犯罪被害者補償制度上、補償除外事由に該当すると考えられている事例や、当初から調査対象者に対する調査が実施困難であると予想される事例を除外したもの （調査対象数）200人	回答者の属性に関する項目、被害者の属性に関する項目、被害事件に関する項目、事犯の影響に関する項目、損害賠償等に関する項目、被害感情等に関する項目、犯罪被害者補償に関する項目	被害者の約9割は職業があり、被害者に扶養家族のあるものは、傷害事件で67.5%、死亡事件で59.4%である。傷害事件で後遺障害のあるものは59.8%である。加害者と被害者の面識のあるものは、傷害事件で31.2%、死亡事件で55.3%であり、仕事仲間、知人、友人の順が多い。被害者の落ち度の有無は、全く落ち度はなかったとするものは、傷害事件で59.7%、死亡事件で47.2%となっている。職業、収入、家族生活等に及ぼす影響を見ると、有職の傷害事件被害者のうち、被害により職業等に変化のあったものは49.3%であり、被害後無収入又は収入減となったものは、傷害事件で52%、死亡事件で53.2%となっている。損害賠償の約束（示談）が成立していないものは、傷害事件で59.7%、死亡事件で61.8%であるが、示談が成立しているものについては、かなり確実に履行されている。しかし、賠償金額は、死亡事件においてさえ100万円以下のものが66.7%を占め満足すべきものではない。被害者又は遺族の被害感情等を見ると、処分を知っているものについて、処分が軽すぎるといえるものが傷害事件で45%、死亡事件で73.2%となっており、処分に不満を持つものが少なくない。加害者に対する現在の感情については、絶対許せないとするものが、傷害事件で44.2%、死亡事件で63.4%となっており、この種事犯における被害感情の強さが顕著に現れている。犯罪被害者補償に対する考え方については、できれば国家が代わって賠償してほしいというのが半数を占めている。

調査名	調査時期	実施府省庁	調査対象・調査対象数	調査事項	調査結果概要
<p>刑事確定訴訟記録から見た無期懲役事犯の被害者の遺族に関する実態調査</p>	<p>平成7年</p>	<p>法務省 法務総合研究所</p>	<p>(調査対象) 昭和58年7月8日から平成6年9月30日までの間に死亡被害者が発生した事件により無期懲役刑が確定した被告人382人による被害者の遺族(調査対象数)382人</p>	<p>被害者遺族の属性、事件が被害者遺族に及ぼした影響、被害者遺族の感情等、被害者に対する慰謝の措置</p>	<p>遺族が被る日常生活面の影響を見ると、「転居した」、「近所との関係が気まづくなった」等の近隣との関係にかかわるものが目立つ。職業上の影響としては「働かざるを得なくなった」、「無職になった」という事項が目立った。精神上的の影響は、日常生活上障害になり得る程度に顕在化したものに限られているが、日常生活面での影響や職業・収入上の影響に比べると、より多くの遺族が精神的な影響を被っている。遺族が加害者に対しどのような処罰を希望しているかを見ると、その感情表明された時期が刑確定前という一時期に限定されていることに留意する必要があるが、73.3%の遺族が死刑を望むと述べており、加害者に対して厳しい感情を有していることが分かった。加害者の社会復帰についての意見が不詳な者を除いた遺族238人中200人が社会復帰に反対を表明していた。被害者と加害者との面識の有無が加害者に対する処罰感情に差をもたらすか否かを見ると、被害者と加害者との関係が疎遠であればあるほど死刑を望む遺族の比率が高い傾向がある。被害者側に行った慰謝の措置を見ると29.6%の遺族は謝罪があったと述べている。損害賠償の約束の成否を被害者・加害者の面識の有無別に見ると、被害者と加害者とが面識を有している場合の方が損害賠償の約束が成立したと述べている被害者遺族の比率が高かった。</p>
<p>犯罪被害の実態に関する調査</p>	<p>平成11年</p>	<p>法務省 法務総合研究所</p>	<p>(調査対象) 平成9年1月1日から平成11年3月31日までの間に有罪判決の言渡しのあった殺人・傷害致死及び道路上の交通事故に係る業務上過失致死に係る事件の被害者の遺族並びに殺人未遂・傷害(受傷期間1か月以上のもの)、道路上の交通事故に係る業務上過失傷害(受傷期間1か月以上のもの)、窃盗、詐欺(無銭飲食・無賃乗車・カード詐欺を除く)・横領(遺失物横領を除く)、強盗、恐喝、強姦及び強制わいせつに係る事件の被害者から、順次さかのぼって無作為に選択した者のうち、調査に回答することに同意した被害者等(調査対象数)1,132人</p>	<p>回答者等の属性、調査対象となった事件の概要、事件による影響、事件後の謝罪、示談、賠償金支払等、報道の受け止め方、捜査・刑事裁判に関する認識等、裁判結果その他の情報、捜査・裁判に対する要望等</p>	<p>犯罪被害者等のほとんどが、犯罪による直接的な被害に加えて多様な精神的影響及び生活面への影響を受けていること、被害者等への謝罪、示談等については、業務上過失致死及び業務上過失致傷では、保険制度の普及等を背景として、かなり行われているのに比べ、その他の罪種では、行われる比率が低くなっていること、性犯罪者の被害者等を中心に、捜査に対する協力や証人への出廷に負担を感じる者も少なくないこと、刑事司法機関への要望等として、情報提供、取調べ日時や被害者等の立場・プライバシー等への配慮等多様な要望のあること、被害感情を決定付ける要因としては、罪種ごとに多様な要因があるが、一部の罪種では、事件による精神的影響や生活面への影響、謝罪・賠償金全額支払等が重要な要因と考えられること等が明らかとなった。</p>

調査名	調査時期	実施府省庁	調査対象・調査対象数	調査事項	調査結果概要
第1回犯罪被害実態(暗数)調査	平成12年2月4日～同月29日	法務省 法務総合研究所	(調査対象) 全国の市町村に居住する16歳以上の男女のうち無作為に選ばれた個人及びその世帯(調査対象数)3,000人	・調査対象者の属性、世帯単位で被害の有無等を調査する犯罪被害(世帯犯罪被害…自動車盗、車上盗等)の有無等、個人単位で被害の有無等を調査する犯罪被害(個人犯罪被害…強盗(未遂を含む。)、性的暴行等)の有無等、犯罪に対する不安と防犯活動等 ・犯罪被害の有無等に関する質問においては、過去5年間の被害の有無を確認した上、被害体験のあった者を対象に、1999年(平成11年)における被害の有無及び回数を調査し、さらに直近の被害につき、被害場所、被害の態様、被害に対する対処等を調査し、犯罪に対する不安と防犯活動等に関する質問においては、回答者全員にその認識や意見等を調査	世帯犯罪被害は、全体的に、個人犯罪被害よりも被害率(過去5年間又は1999年(平成11年)に1回以上犯罪被害に遭った世帯又は個人の比率をいう。)が高く、自転車盗や自動車損壊といった比較的軽微な犯罪については、過去5年間の被害率がいずれも15%を超えており、過去5年間に、自転車盗については、自転車を所有している世帯の4世帯に1世帯、バイク盗については、バイク所有世帯の8世帯に1世帯、不法侵入については、25世帯に1世帯が、それぞれ被害に遭っていることになる。個人犯罪被害は、世帯犯罪被害と比較して、全体的に被害率が低く、過去5年間で見ても、最も被害率の高い窃盗や性的暴行でも2.7%、約37人に1人である。ただし、個人犯罪被害の中では、性的暴行が、窃盗や暴行・脅迫よりも、被害率が高くなっている。世帯犯罪被害は、全体的に、個人犯罪被害よりも申告率が高く、自動車盗、バイク盗及び不法侵入において50%を超えている。ただし、その他の比較的軽微な事件では、申告率がいずれも40%を下回っており、性的暴行では10%未満である。全犯罪被害全体の申告率は、36.4%、世帯犯罪被害が37.4%、個人犯罪被害が28.5%となっている。
第2回犯罪被害実態(暗数)調査	平成16年2月1日～同月29日	法務省 法務総合研究所	(調査対象) 全国の市町村に居住する16歳以上の男女のうち無作為に選ばれた個人及びその世帯(調査対象数)3,000人	・調査対象者の属性、世帯単位で被害の有無等を調査する犯罪被害(世帯犯罪被害…自動車盗、車上盗等)の有無等、個人単位で被害の有無等を調査する犯罪被害(個人犯罪被害…強盗(未遂を含む。)、性的暴行等)の有無等、犯罪に対する不安と防犯活動等 ・犯罪被害の有無等に関する質問においては、過去5年間の被害の有無を確認した上、被害体験のあった者を対象に、2003年(平成15年)における被害の有無及び回数を調査し、さらに直近の被害につき、被害場所、被害の態様、被害に対する対処等を調査し、犯罪に対する不安と防犯活動等に関する質問においては、回答者全員にその認識や意見等を調査	犯罪の被害率(過去5年間又は2002年(平成14年)に1回以上犯罪被害に遭った世帯又は個人の比率をいう。)は、個人犯罪被害に比べ、世帯犯罪被害が高いが、その中で、自転車盗が最も高く自動車損壊、バイク盗が続いている。平成12年に実施した第1回犯罪被害実態(暗数)調査との経年比較では、自転車盗のみ統計的に有意な低下が認められた。犯罪の申告率は、世帯犯罪被害の中では自動車盗、バイク盗、車上盗及び不法侵入が高いが、自動車損壊及び不法侵入未遂の申告率は低く、罪種による申告率の差が大きい。個人犯罪被害では、申告率が50%を下回る罪種が多い中で、ひったくりの申告率が高い。犯罪の重大性の認識は、世帯犯罪被害では、自動車盗が最も高く、次いで不法侵入となっている。個人犯罪被害では、ひったくりが最も高く、次いで恐喝となっている。一方、未遂を含む調査項目である不法侵入未遂及び強盗(未遂を含む。)で重大性の認識が低くなっている。